

倉吉市の公共下水道



大山池（狼谷溜池）

やさしさと 自然を結ぶ 下水道

はじめに

倉吉市では、快適で衛生的な生活空間の創造と川や海の環境保全のため、公共下水道の整備を進めています。

公共下水道が整備されると、それまで河川に流していた台所・風呂場などの排水（汚水）や、くみ取りなどで処理していたし尿を下水道に排出できます。しかし、整備した下水道も利用接続していただかなければ、私たちの生活環境はいつまでも改善されません。

処理区域のみなさまの一日も早い接続をよろしくお願いいたします。

倉吉市の下水道のはたらき

●さわやかな水洗トイレが使えます。

清潔で快適な水洗トイレを使用することができるようになります。

子どもやお年寄りの方でも安心してトイレを使うことができ、悪臭にも悩まされることがなくなります。

●川や海の水をきれいにします。

家庭から出る汚れた水を汚水処理場に集め、きれいにしてから海に流します。これにより魚などの様々な生物が生きることのできる水質が守られます。



●清潔で住みよい環境のまちになります。

地域ぐるみで下水道の利用が進めば、汚い水路もきれいになります。その結果、蚊やハエの発生を防ぎ、清潔で住みよい環境のまちになります。

下水道に接続を

下水道が整備されると法的に利用が義務づけられます。

公共下水道の工事が完了した区域は、供用（処理）開始区域として告示します。

供用開始区域として告示されますと家庭や事業所からの雑排水（台所、風呂、洗濯、浄化槽等の排水）は速やかに下水道へ排出すること、くみ取り便所は告示された日から3年以内に水洗便所に改造して下水道に接続することが「下水道法」により義務づけられています。

公共下水道が整備されたら一日も早く接続をお願いします。

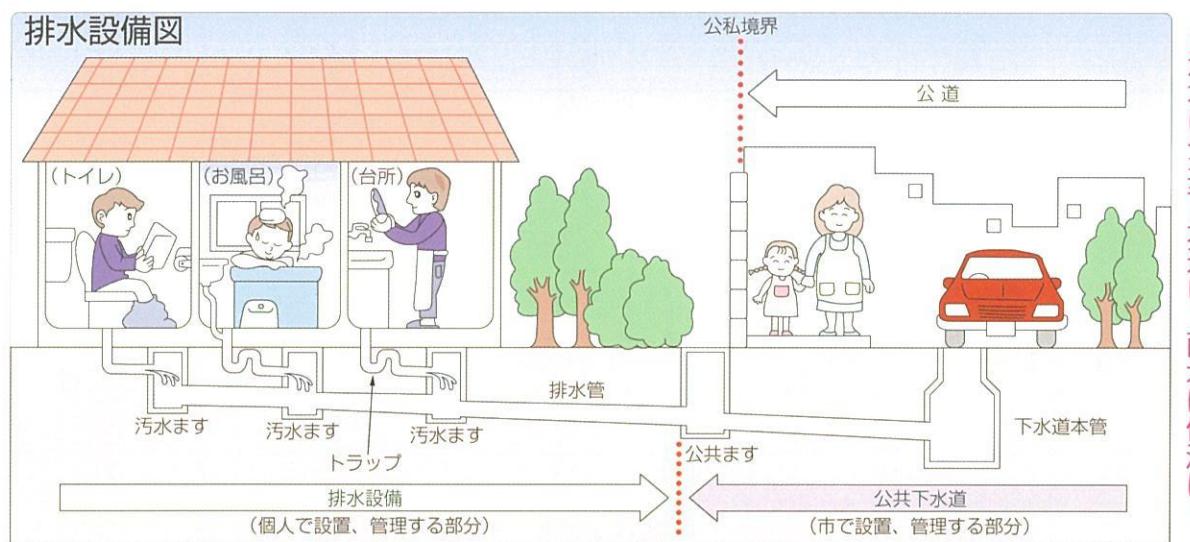
公共下水道に接続するためには、排水設備工事が必要です。

公共下水道に台所・風呂・トイレ等からの汚水を流すためには、排水設備工事（私費で施工）が必要です。

本市では、汚水と雨水を別々に排除する分流式という下水道の排除方法を採用しています。

汚水は、公共下水道を通じて天神浄化センター（湯梨浜町はわい長瀬）へ運ばれ、きれいにしてから海に放流し、雨水は側溝や河川に直接流しています。

排水設備図



排水設備工事の申込みは、市の排水設備工事指定業者へ。

市では、排水設備の設置や水洗便所改造工事を安心して施工できるよう「倉吉市排水設備工事指定業者」を定めています。指定業者は、法律や条例で定められた基準に合った排水設備を設置するために必要な技術を習得しています。

指定業者以外で工事を行うと無資格工事になり工事のやり直しになりますので、必ず指定業者に工事の依頼をしてください。

工事終了後は、市の検査員が業者の立会いのもと検査します。合格すると「排水設備検査済証」「水洗便所検査済証」を交付します。



排水設備工事の手順



- ①使用開始届の提出
②工事完了の検査
③検査済証の交付

依頼者

- ①見積り依頼
②現地調査、見積り
③工事の申込み
④工事の施工



市下水道課

- ④工事の確認申請
⑤確認書の交付
⑥工事完了届の提出

指定業者

受益者負担金

公共下水道が整備されると、その区域では汚水を衛生的に排除でき、土地の利便性が上がるとともに、資産価値が上昇します。

また、下水道の施設は、道路や公園のような一般の公共施設とは違い、整備することによって利用ができる地域や人が限られます。

このため、下水道の建設費を市税などの公費だけで賄うと、公共下水道の恩恵を受けない人たちにまで負担をかけることになり、負担の公平を欠くことになります。

そこで、公共下水道整備によって利益を受けるみなさまに、下水道整備費の一部を負担していただくことで、公平を図るための制度です。



受益者とは

公共下水道の整備によって利益を受ける者を「受益者」と言います。

受益者負担金(以下「負担金」という。)制度では、下水道が整備される区域内の「土地の所有者」を受益者として、負担金を納付していただきます。

ただし、その土地に永続的な地上権、質権、永小作権、使用貸借または、賃貸借による権利がある場合は、申告によりその権利者が受益者となります。

負担金を納める人



受益者は申告制です。

受益者や受益面積などは、本人の申告に基づいて決定します。

あらかじめ公簿で調べた土地の所有者に面積など記入した「下水道受益者申告書」を送付しますので、この内容を確認のうえ申告してください。

なお、申告書が提出されないときは、内容に変更がないものとして賦課させていただきます。

(申告時期：2月中旬～3月中旬)

● 納める金額は

負担金は、負担区や土地の広さによって異なります。
負担金総額=単位負担金額×土地の面積 (m²)

● 納付の方法

負担金は、受益を受ける土地に対して一度限り賦課されるのですが、納めていただきやすいように5年間に分割し、さらには1年を4期に分けて20回で納めていただきます。

ただし、5年分一括払いまたは1年分一括払いの方法もありますので、いずれかの方法により市内の金融機関、農協で納めてください。

※中国地方以外の郵便局では取扱いできません。

※納期前に一括納付をされるときには、前納報奨金を交付しますので、それを差し引いた金額を納めていただくことになります。

単位負担金額 (1 m²あたり)

上北条負担区	455円
上井負担区	425円
倉吉負担区	455円
西倉吉負担区	455円
小鴨負担区	455円
社負担区	480円
上小鴨負担区	510円
閑金負担区	430円

(ただし、閑金負担区の都市計画区域外は別途定める宅地面積区分による。)
※詳しいことは下水道課までお問い合わせください。

納期は次のとおりです。

第1期： 6月15日～6月30日まで

第2期： 9月15日～9月30日まで

第3期： 11月15日～11月30日まで

第4期： 翌年2月15日～2月末日まで

前 納 報奨金の 計算例

負担金を納期前に
一括納付した場合

負担金額	第1期納付額	前納負担金額
100,000円	-5,000円	=95,000円
前納負担金額		前納期数前納報奨金
95,000円	×5／1,000×19期	=9,025円
負担金額	前納報奨金	差引納付額
100,000円	-9,025円	=90,975円

● 負担金の徴収猶予

〈主な徴収猶予の基準〉

項目	猶 予 期 間	項目	猶 予 期 間
田畠、山林及び太陽光発電設備により排水設備が設置できない土地	用途を変更するまで(5年以内)	係争地	受益者決定の日まで(1年以内)
		災害等で納付が困難なとき	2年の範囲内で認められた期間

※徴収猶予期間経過後も猶予を受けたいときは、申請により再猶予することができます。

● 負担金の減免

負担金は、国又は地方公共団体の公用地（道路・公園・河川等を除く）、その他すべての土地に賦課されますが、その土地の利用状況により減免の規定があります。

〈主な減免基準〉

項 目	減 免 率
公用地（国・県・市等の用地）	25～75%
公の生活扶助を受けている受益者が所有する土地	100%
私立学校用地	50～75%
社会福祉施設用地（保育所・母子寮など）	75%
墓 地	100%
地域の自治的団体が共用に供する施設の用地（消防団倉庫、遊園地等）	50～100%
公共性のある私道（公道に準ずると認められるもの）	100%

受益者の変更

受益者が変わったときは、新旧受益者連署のうえ、「下水道事業受益者異動申告書」で届け出てください。

納付管理人の選定

受益者が市内に住所を有しないときは、市内に住所を有する納付管理人を定め「下水道事業受益者負担金納付管理人申告書」で届け出てください。

住所氏名が変わったとき

受益者や納付管理人の住所・氏名が変わったときは、「下水道事業受益者住所・氏名変更申告書」で届け出てください。

下水道使用料

公共下水道の使用には下水道使用料（以下「使用料」という。）の支払いが必要です。使用料は、流した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じて計算されます。なお、支払っていただいた使用料は、下水道施設の維持管理などの経費にあてられます。

●使用料の納付

使用料は、水道の使用水量などから2ヶ月ごとに認定して、当月と翌月分に分けて毎月納付していただきます。

●排除汚水量の認定

水道を使用されている場合…水道の使用水量がそのまま排除汚水量となります。

水道以外の地下水などを使用されている場合…その使用形態により認定します。

水道と地下水などを併用している場合…水道の使用水量と地下水などの使用水量を合算して認定します。

●使用料の計算法

排除汚水量に応じて使用料の額が決まります。

●納付の方法

水道局が発行する、水道料金・下水道使用料納入通知書により次の金融機関等の窓口で納付してください。

- 市役所 ・水道局 ・下水道課 ・関金支所
- 金融機関 ・(株)山陰合同銀行 ・(株)鳥取銀行 ・(株)島根銀行 ・倉吉信用金庫
 ・鳥取信用金庫 ・中国労働金庫 ・鳥取中央農業協同組合
 ・中国地方5県内の(株)ゆうちょ銀行または郵便局

○コンビニエンスストア

*口座振替をご希望の方は、市内に支店のある金融機関窓口で手続きをしてください。

水洗便所改造資金融資をあっせんします。

くみ取り便所を水洗便所に改造またはし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続するための便器、洗浄用具などの改造、これに伴う給排水設備の新設や改造をする方に、ご希望に応じて金融機関（山陰合同銀行倉吉支店・鳥取中央農業協同組合本所及び市内各支所・鳥取銀行倉吉支店・倉吉信用金庫本店及び市内各支店）へ融資あっせんをします。

●融資資格

- 1 市税、負担金を滞納していない方。
- 2 元利金の償還が容易で連帯保証人のある方。

《連帯保証人の資格》

- (1) 鳥取県内在住で独立の生計を営んでいる成年の方（世帯の異なる方であり、未成年者は保証人として認められません）
 - (2) 十分な保証能力を有する方
※事前に「融資希望申出書」により金融機関で確認を受けてください。
- 3 公共下水道処理区域内の家屋の所有者、または改造工事について当該家屋の所有者の同意を得た占有者。
 - 4 初めて行う改造工事であること。

●融資条件

- 1 融資額は1件（便槽またはし尿浄化槽1個あたりの改造にかかった工事費）につき10万円以上100万円以内の範囲で1万円を単位として融資します。
- 2 融資利率
 - (1) 供用開始の日から3年以内に工事着手した方は無利息。
 - (2) 3年を超える15年以内に工事着手した方は有利息（年3%）の融資になります。
- 3 償還方法は、資金の交付を受けた翌月から50ヶ月以内の元金均等月賦償還です。
(償還は金融機関預金口座振込払い)
- 4 融資申込みは、工事完了検査が合格した後になります。

●融資手続き

- 1 工事前に業者へ申し出て、工事見積りと書類一式を受け取り、金融機関に融資の希望申出をして、審査を受けてください。
- 2 工事完了検査終了後、市下水道課へ申込みをしてください。
《必要書類》
 - (1) 「水洗便所改造資金融資申込書」
 - (2) 「市納税証明書」…2ヶ年度分（市税務課で交付）
 - (3) 「融資希望申出書」…金融機関から郵送してきたもの
- 3 融資の決定…「融資決定通知書」を交付します。
- 4 融資借入…借主本人と連帯保証人（免許証など身分を証明するものが必要）が、山陰合同銀行倉吉支店・鳥取中央農業協同組合本所及び市内各支所・鳥取銀行倉吉支店・倉吉信用金庫本店及び市内各支店で手続きをしてください。
《必要書類》
 - (1) 「融資決定通知書」 (2) 印鑑証明書（借主、保証人各1通）
 - (3) 「金銭消費貸借契約証書」 (4) 通帳、印鑑

鳥取中央農業協同組合をご利用になる方については次の書類も必要となります。

 - (5) 「借入申込書」 (6) 所得証明書（借主のもの、公的機関発行のもの）
- 5 融資振込…融資資金は、通帳払込みとなります。（毎月10日か25日）

使用上の注意

- ◎台所では、残飯や野菜くずを流さないでください。排水管の詰まりや悪臭の原因になります。
- ◎下水道管が詰まる原因となりますので天ぷら油などの廃油を流さないでください（冷えて固まるため）。フライパン等の油汚れは紙で拭き取ってから洗ってください。
- ◎水洗トイレには、専用のトイレットペーパー以外の紙や異物は流さないようにしてください。便器や排水管の詰まる原因となります。
- ◎ガソリン・シンナー・アルコール類など揮発性の高い危険物は、爆発を起こす原因となりますので流さないでください。
- ◎排水管の近くに植物を植えないでください。汚水ますや排水管に植物の根が侵入して、詰まりや破損の原因になることがあります。

敷地内排水設備の定期点検を――

台所・風呂場などからゴミや髪の毛などが流れトラップ等にたまると、流れが悪くなったり、悪臭の原因となりますので、月1回程度トラップやます等の点検をしてください。

通常の使用方法では排水管が詰まる心配はありませんが、清掃の方法などで不明なことがあれば市の下水道課または排水設備を施工した市指定業者に問い合わせてください。

倉吉市建設部下水道課

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地
TEL 0858(22)8176(直通)

(平成27年2月作成)